

士幌町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

令和3年4月1日
訓令第15—2号

(目的)

第1条 この要綱は、新婚世帯の新生活に係る住宅費用及び引越費用の一部を補助することにより、婚姻に伴う経済的負担の軽減を図り、もって少子化対策を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯をいう。ただし、令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、本補助金の交付決定を受けた世帯であって、その受給額が第4条第1項に規定する1世帯当たりの補助金の上限額に達しなかった世帯に限り、当該世帯を含むものとする。
- (2) 住宅費用 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間(以下「事業期間」という。)に新婚世帯が町内で住宅を購入又はリフォーム若しくは賃借する際に要した費用のうち、物件の購入費、リフォーム費(ただし、住宅の機能の維持又は向上を図るために修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用に限る。)、賃料、敷金、礼金(保証金等これに類する費用を含む。)、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合にあってはその全額、賃料について勤務先から住宅手当が支給されている場合にあっては住宅手当分に相当する額を除く。
- (3) 引越費用 事業期間に新婚世帯が町内に引越しをする際に要した費用であって、引越し業者又は運送業者へ支払った費用をいう。
- (4) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体により、学生の就学及び生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる世帯は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 夫婦共に婚姻届が受理された日における年齢が39歳以下であること。
- (2) 世帯の所得(夫婦に係る令和4年分の所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第30号の合計所得金額を合算した金額。以下同じ。)が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金の返済がある場合は世帯の所得からその返済した額を控除した金額とする。
- (3) 補助金の申請の日において、夫婦の双方又は一方の住所が補助金の対象となる費用に係る住宅の所在地となっていること。
- (4) 夫婦のいずれも過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。
- (5) 夫婦のいずれもが市町村の納めるべき税等を滞納していないこと。

(補助金の対象及び金額等)

第4条 前条に規定する世帯において、1世帯当たりの補助金の上限は次のとおりである。

- (1) 夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 600千円
- (2) 上記以外の世帯 300千円

2 第2条第1号ただし書に規定する令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、本補助金の交付決定を受けた世帯であって、その受給額が前項に規定する1世帯当たりの補助金の上限額に達しなかった世帯については、同項に規定する1世帯当たりの補助金の上限額から令和5年度に当該夫婦に交付した補助金額を差し引いて得た額を限度とする。

3 第4条に係る補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請及び交付決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、士幌町結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、申請者において該当のないものに係る書類又は町の公募等により必要事項を確認できる書類については、添付を要しない。

- (1) 同意書(様式第2号)

- (2) 誓約書(様式第3号)
- (3) 戸籍謄本又は婚姻証明書など婚姻日が分かる書類
- (4) 夫婦それぞれの所得証明書
- (5) 住宅の売買契約書又は請負契約書
- (6) 住宅の賃貸借契約書
- (7) 住宅費用又は引越費用の支出を証明できる領収書等の写し
- (8) 住宅手当支給証明書(様式第4号)
- (9) 離職した年月日が分かる書類
- (10) 貸与型奨学生の返還額が分かる書類
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、土幌町結婚新生活支援事業補助金(交付・不交付)決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第6条 前条第2項により補助の決定の通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、速やかに土幌町結婚新生活支援事業補助金交付請求書(様式第6号。以下「請求書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、補助対象者から請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。
(交付決定の取消し)

第7条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。
- (4) その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

(補助金の返還)

第8条 補助対象者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

第9条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかるわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。
(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条の規定による補助金の交付決定を受けた者については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

様式第1号(第5条関係)

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

士幌町結婚新生活支援事業補助金交付申請書

士幌町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

士幌町結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

	氏名	生年月日	就労の有無
申請者	(ふりがな).....	年 月 日	有・無
配偶者	(ふりがな).....	年 月 日	有・無
婚姻日	年 月 日		
住宅費用 (購入)	契約年月日 支払金額 (A)	年 月 日	円
住宅費用 (リフォーム)	契約年月日 支払金額 (B)	年 月 日	円
住宅費用 (賃借)	支払期間	年 月 分から	年 月 分まで
	賃料支払総額 (C)	円	
	住宅手当総額 (D)	円	
	敷金・礼金・共益費・ 仲介手数料・その他 () (E)	円	
実質賃料負担額 (F) (C) - (D) + (E)	円		
引越費用	支払年月日	年 月 日	円
	支払金額 (G)	円	
合計(A+B+F+G)	円		
補助金交付申請額	円		
公的制度による補助	<input type="checkbox"/> 私(申請者)及び世帯全員は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。		
添付書類	<input type="checkbox"/> 同意書(様式第2号)		
	<input type="checkbox"/> 誓約書(様式第3号)		
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は婚姻証明書など婚姻日が分かる書類		
	<input type="checkbox"/> 夫婦双方の所得証明書		
	<input type="checkbox"/> 住宅の売買契約書又は工事請負契約書		
	<input type="checkbox"/> 住宅の賃貸借契約書		
	<input type="checkbox"/> 住宅費用又は引越費用の支出を証明できる領収書等の写し		
	<input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書(様式第4号)		
	<input type="checkbox"/> 離職した年月日が分かる書類		
	<input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返還額が分かる書類		
<input type="checkbox"/> その他()			

様式第2号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

同 意 書

年 月 日

土幌町長 様

申請者 住 所
氏 名
生年月日

土幌町結婚新生活支援事業補助金の交付を申請するにあたり、土幌町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第3条に定める補助対象者の資格要件を確認するため、世帯全員の住民基本台帳、所得状況及び納税状況など必要な確認を町職員が行うことにして同意します。

様式第3号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)

誓 約 書

士幌町長 様

住 所
氏 名

私は、士幌町結婚新生活支援事業補助金の交付を申請するに当たり、士幌町結婚新生活支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条に定める補助対象者の要件を満たしていることを誓約します。

また、町長が要綱の規定に違反すると認める場合は、士幌町結婚新生活支援事業補助金の交付決定の取り消しに同意するとともに、既に交付を受けた士幌町結婚新生活支援事業補助金を返還することを誓約します。

様式第4号(第5条関係)

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

土幌町長 様

給与等の支払者

所在地

名 称

氏 名

印

電話番号

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している。 (2) 支給していない。

年 月現在
〔 住宅手当 月額 円 〕

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印をつけてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、直近の住宅手当月額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表社員を押印してください。

様式第5号(第5条関係)

様式第5号(第5条関係)

第 年 月 日 号

様

士幌町長

士幌町結婚新生活支援事業補助金（交付・不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました士幌町結婚新生活支援事業補助金につきましては、下記のとおり決定したので、士幌町結婚新生活支援事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

1 結果 交付 • 不交付

2 交付決定額 円

3 不交付の場合その理由

様式第6号(第6条関係)

様式第6号(第6条関係)

年 月 日

士幌町結婚新生活支援事業補助金交付請求書

士幌町長 様

請求者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号指令で交付決定のあった、士幌町結婚新生活支援事業補助金について、次のとおり請求します。

記

1 補助金額 円

2 振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金種別	普通 ・ その他 ()		
口座番号			
口座名義	(フリガナ)		

※口座名義については必ず請求者氏名と一致すること。